

令和6年第3回

愛北広域事務組合議会定例会会議録

令和6年12月23日

愛北広域事務組合議会

令和6年第3回愛北広域事務組合議会定例会会期日程

会期 令和6年12月23日（1日間）

月 日	開 議 時 刻	摘 要
12月23日（月）	午後2時	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 開 会</li> <li>○ 会議録署名議員の指名</li> <li>○ 会期の決定</li> <li>○ 諸般の報告</li> <li>○ 議案審議               <ul style="list-style-type: none"> <li>議案第4号の説明</li> <li>精 読</li> <li>質 疑</li> <li>討 論</li> <li>採 決</li> <li>議案第5号の説明</li> <li>精 読</li> <li>質 疑</li> <li>討 論</li> <li>採 決</li> </ul> </li> <li>○ 閉 会</li> </ul>

令和6年第3回愛北広域事務組合議会定例会

開催日時 令和6年12月23日 午後2時00分

開催場所 愛北クリーンセンター 議場

本日の定例会に付した案件

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

議案第4号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第5号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）

会議に出席した者の氏名

第1番	社本與七君	第2番	松本佳子君
第3番	齊木一三君	第4番	杉浦敏男君
第5番	間宮幹男君	第6番	荒木孝三君
第7番	小川隆広君	第8番	島田亜紀君
第9番	畑竜介君	第10番	沼靖子君
第11番	大沢秀教君	第12番	東猴史紘君
第13番	片山裕之君	第14番	石原資泰君
第15番	長尾光春君	第16番	須賀博昭君
第17番	木村冬樹君	第18番	片岡健一郎君
第19番	谷平敬子君	第20番	水野忠三君
第21番	堀江珠恵君		

会議に欠席した者の氏名

なし

説明のため出席した者の氏名

管理者	久保田桂朗君	代表副管理者	澤田和延君
会計管理者	若森豊子君	事務局長	小松浩君
業務課長	村瀬猛君	事務局員	新原達也君
事務局員	平野勝庸君	事務局員	伊藤新治君
事務局員	佐橋竜午君	事務局員	長谷川明夫君

(開会 午後 2時00分)

○議長 (杉浦敏男君)

ただいまから、令和6年第3回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、ここに12月定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様には何かとお忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本定例会に提出されております案件は、愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてと一般会計補正予算であります。慎重なる審議を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

ここで、管理者であります久保田岩倉市長からご挨拶をいただきます。よろしく願いします。

○管理者 (久保田桂朗君)

皆様、こんにちは。

開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、大変ご多用の中、令和6年第3回議会定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

本定例会に提出させていただく議案につきましては、今、杉浦議長からお話がありましたとおり、人事院勧告に伴う愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてと令和6年度一般会計補正予算であります。提案させていただきます議案に対し、慎重にご審議の上、適切なるご議決を賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 (杉浦敏男君)

ありがとうございました。

ただいまの出席議員は21名であります。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

これより令和6年第3回愛北広域事務組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程においては、お手元に配付したとおりであります。

それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第100条の規定により、議長において、11番 大沢秀教議員、12番 東猴史紘議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期につきましては、議会代表者会においてご協議をお願いしました結果、お手元に

配付しました会期案のとおり、本日1日間とすることに意見の一致を見ております。  
お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に提出されました議案については、前もって配付したとおりであります。

以上、提出議案の報告に代えます。

次に、本定例会の説明員として、管理者以下関係者に対し出席を求めましたので、ご報告をいたします。

次に、監査委員から、令和6年9月、10月分に関する例月出納検査の結果報告と愛北広域事務組合についての主な経過報告の内容等につきましては、お手元に配付したとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4、議案第4号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 久保田岩倉市長。

○管理者（久保田桂朗君）

議案第4号についてご説明させていただきます。

議案第4号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正については、国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、改正する必要があるからであります。

概要につきましては、事務局長より説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは私から、議案第4号 愛北広域事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

本日お配りしておりますお手元の資料をご覧くださいと思います。条例の一部改正とある資料となっております。

まず改正理由につきましては、令和6年の人事院勧告による国家公務員の一般職の職員の給与改定に基づき、所要の改正を行うものでございます。

主な内容につきましては、今回の改正は2条立てとなっており、第1条関係では、人事院勧告に基づく給料表の改定と期末・勤勉手当の支給割合を一般職員で0.1月分、再任用職員で0.05月分引き上げるものでございます。

第2条関係では、第1条で引き上げました期末・勤勉手当の支給月数を6月と12月で平準化するものでございます。

施行期日等につきましては、第1条関係は公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡及して適用し、第2条関係は令和7年4月1日から施行するものでございます。

下段の参考をお願いいたします。

1. 給料表改定の範囲につきましては、特に若年層、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置き、全ての職員を対象に引上げ改定されます。平均改定率は、1級が11.1%、2級が7.6%、3級が3.1%、4級が1.3%、5級以上は1.2%となります。

2. 期末手当及び勤勉手当支給月数につきましては、括弧内は再任用職員の月数を示しておりますが、既に本年度6月期に一般職員で期末手当1.225月、勤勉手当1.025月、再任用職員で期末手当0.6875月、勤勉手当0.4875月が支給されているため、12月期の期末及び勤勉手当は、一般職員でそれぞれ現行より0.05月多い期末手当1.275月、勤勉手当1.075月、再任用職員でそれぞれ現行より0.025月多い期末手当0.7125月、勤勉手当0.5125月となります。

令和7年度は、6月期、12月期それぞれ一般職員で期末手当が1.25月、勤勉手当が1.05月、再任用職員で期末手当が0.7月、勤勉手当が0.5月となります。

次に、裏面をお願いいたします。

3. 組合職員への影響額につきましては、(1)の給料表改定では、給料表の改定により各種手当にも影響はございますが、一般職員では月額1人当たり平均4,250円の増額、再任用職員では月額1人当たり平均2,640円の増額となり、全体としては年間で約26万7,000円の増額となります。

(2)の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改正では、一般職員では1人当たり平均約6万4,000円の増額、再任用職員で1人当たり平均約1万6,000円の増額となり、全体として年間で約29万円の増額となります。

それでは、愛北広域事務組合の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)につきまして、改正条文につきまして新旧対照表でご説明をさせていただきますので、少し飛びますが、7ページをお願いいたします。

第1条関係でございます。

第1条関係による改正は、上段の第18条第2項中の「100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、中段にございます同条第3項中の「100分の68.75」の次

に、「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を加え、下段になります、第19条第2項になります、次の8ページをお願いいたします。中段にございます第1号中の「100分の102.5」を「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、その下にございます同項第2号中の「100分の48.75」を「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改めるものでございます。

次に、10ページ、11ページをお願いいたします。

こちらは別表第1の改正の新旧対照表でございますが、別表第1の改正は行政職給料表(一)を改めるもので、10ページから17ページまでが新旧対照表となります。

この改正は、特に若年層、おおむね30歳代後半までの職員に重点を置き、給料月額を号級ごとに異なる改定率により引き上げるものでございます。

次に、18ページをお願いいたします。

第2条による改正は、第1条で改めました期末手当及び勤勉手当の引上げ分を6月と12月に均等に割り振る改正となります。上段の第18条第2項中の「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、中段にございます同条第3項中の「100分の122.5」を「100分の125」に改め、同項中の「「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」」を「100分の70」に改め、19ページをお願いいたします。中段にございます第19条第2項第1号中の「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、その下の同項第2号中の「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改めるものでございます。

少しページ戻っていただきまして、5ページをお願いいたします。

5ページ下段でございます。

附則につきまして、第1項では、この条例は公布の日から施行し、第2条による改正については令和7年4月1日から施行すること、第2項では、第1条の規定による改正は令和6年4月1日から適用すること、第3項で改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払いとすることを定めるものでございます。

以上、議案第4号についての説明は以上となります。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長(杉浦敏男君)

以上で、提案説明が終わりました。

議案精読のため暫時休憩といたします。

(休憩 午後 2時17分)

(再開 午後 2時25分)

○議長（杉浦敏男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第4号の議案審議を行います。

議案第4号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

○議長（杉浦敏男君）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議案第4号について討論を許します。

討論のある方はありますか。

(討論なし)

○議長（杉浦敏男君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結します。

これより議案第4号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

次に、日程第5、議案第5号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

管理者 久保田岩倉市長。

○管理者（久保田桂朗君）

議案第5号についてご説明させていただきます。

議案第5号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算からそれぞれ370万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億7,126万1,000円とするものです。

概要については、事務局長より説明させていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（杉浦敏男君）



引き続き概要説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

それでは、議案第5号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）について、ご説明をさせていただきます。

補正予算の資料をご覧いただきたいと思います。

今回の補正につきましては、一般会計の総額から歳入歳出それぞれ370万4,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,126万1,000円とするものでございます。

補正の理由でございます。

給料表改定による給料、諸手当の増額、執行残による不用額等の精査、前年度繰越金の確定によるものでございます。

主な内容につきましては、歳出から説明をさせていただきますので、少しページ飛びます、10ページ、11ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は28万2,000円の増額です。節2一般職給料と節3職員手当等の人件費の増額につきましては、先ほどご説明をさせていただきました給料表等の改定によるものでございます。

14ページから21ページに給与費明細書を載せさせていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

次に、10ページ、11ページの中段でございます。

款3衛生費、項1保健衛生費、目1火葬場事業運営費は415万9,000円の減額です。節2一般職給料と節3職員手当等の人件費の増額につきましては、先ほどと同じ給料表等の改定によるものでございます。節10需用費につきましては、4月から9月までの執行実績から算出したしました年間見込みとの差額分を減額するものでございます。節14工事請負費につきましては、入札に伴う執行残を減額するものでございます。節18負担金補助及び交付金につきましては、派遣職員の負担金額が確定したことにより増額するものでございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

次に、款3衛生費、項2清掃費、目1し尿処理場運営費は17万3,000円の増額です。節2一般職給料と節3職員手当等の人件費の増額につきましては、先ほどと同じ給料表等の改定によるものでございます。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、8ページ、9ページ、歳入をお願いいたします。

歳入は、款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は2,429万5,000円の減額です。こちら4ページ、5ページに各市町の負担金の補正額の明細書を載せさ

せていただいておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

中段でございます。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金2, 059万1, 000円の増額につきまして  
は、こちらは令和5年度決算の確定に伴うものでございます。

以上、議案第5号についての説明は以上となります。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○議長（杉浦敏男君）

以上で、提案説明が終わりました。

議案精読のため暫時休憩といたします。

（休憩 午後 2時32分）

（再開 午後 2時35分）

○議長（杉浦敏男君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第5号の議案審議を行います。

議案第5号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

島田議員。

○8番（島田亜紀君）

8番 島田亜紀です。

議案第5号 令和6年度愛北広域事務組合一般会計補正予算（第1号）から1件質疑  
させていただきます。

議案書の10ページ、11ページをご覧ください。

3款1項1目の10節の需用費から1点伺います。

燃料費は昨今値上がりをしていると思うんですけども、減額になった理由をお聞  
かせください。

○議長（杉浦敏男君）

事務局。

○事務局長（小松 浩君）

10節需用費の燃料費の減額でございますが、こちらはまず実績に基づいて、予算と  
の差額について、まず減額をさせていただいたものとなっております。特に今回減額さ  
せていただいております285万2, 000円につきましては、灯油の部分について減  
額をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

（挙手する者あり）

○議長（杉浦敏男君）

島田議員。

○8番（島田亜紀君）

再質疑させていただきます。

燃料費について、稼働数は例年と変わらないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（杉浦敏男君）

事務局長。

○事務局長（小松 浩君）

利用状況といたしまして、今少しここでお答えさせていただくのが、使用料と手数料のいわゆる件数を少しお話しさせていただきます。

令和5年度につきましては、この11月末現在で今、使用料手数料の件数が4,890件ほどで、今年度、令和6年度におきましても4,890件ほどということで、ほとんど横ばいベース、例年どおりの状況でございますので、増減がなく、今後も例年どおりの推移というふうに考えております。

○議長（杉浦敏男君）

島田議員、よろしいですか。

○8番（島田亜紀君）

はい、ありがとうございます。

○議長（杉浦敏男君）

ほかに質疑ありませんか。

よろしいでしょうか。

（質疑なし）

○議長（杉浦敏男君）

ほかに質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

議案第5号について討論を許します。

討論はありませんか。

（討論なし）

○議長（杉浦敏男君）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決に入ります。

本案については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長（杉浦敏男君）

異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議されました案件は全部議了いたしました。

閉会に当たりまして、一言挨拶申し上げます。

議員の皆様には、議事運営に格別のご協力を賜り、適切な議決をされ、閉会できますことを厚く御礼申し上げます。

当局におかれましては、今回の定例会の内容を十分尊重されまして、組合の運営に万全を期されますよう要望をいたしまして、閉会の挨拶といたします。

それで、ここで来年度の会議等の日程が決まりましたので、会議日程一覧表をご覧ください。

真ん中辺ですかね、10月31日の金曜日に組合議員を対象とした議会勉強会を行います。今年度は尾張北部聖苑の施設見学であったことから、移動時間の関係で8月5日に単独で実施いたしました。令和7年度につきましては10月31日の決算議会終了後に愛北クリーンセンターの施設見学を行います。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、管理者であります久保田岩倉市長にご挨拶をいただきます。よろしくお願いをいたします。

○管理者（久保田桂朗君）

本日は慎重審議の上、適切なるご議決を賜り、誠にありがとうございます。

令和6年も残すところあと僅かとなりましたが、来年も引き続き当組合に対しましてご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（杉浦敏男君）

ありがとうございました。

これをもって令和6年第3回愛北広域事務組合議会定例会を閉会といたします。

（閉会 午後 2時42分）